

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成21年8月13日(2009.8.13)

【公表番号】特表2009-500250(P2009-500250A)

【公表日】平成21年1月8日(2009.1.8)

【年通号数】公開・登録公報2009-001

【出願番号】特願2008-519622(P2008-519622)

【国際特許分類】

B 6 5 D	85/00	(2006.01)
B 2 4 D	3/28	(2006.01)
B 6 5 D	85/02	(2006.01)
B 6 5 D	81/24	(2006.01)
B 6 5 D	71/08	(2006.01)
B 6 5 D	75/30	(2006.01)
B 6 5 D	65/40	(2006.01)
B 2 4 D	3/00	(2006.01)
B 2 4 D	18/00	(2006.01)

【F I】

B 6 5 D	85/00	3 2 1
B 2 4 D	3/28	
B 6 5 D	85/02	
B 6 5 D	81/24	F
B 6 5 D	71/08	
B 6 5 D	75/30	A
B 6 5 D	65/40	D
B 2 4 D	3/00	3 4 0
B 2 4 D	18/00	

【手続補正書】

【提出日】平成21年6月18日(2009.6.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つの研磨品を包装するシステムであって、
包囲された容積を画定し、前記包囲された容積に近接する内面と前記内面と対向する外
面とを有する多層バリア複合材を含んでおり、該多層バリア複合材の水蒸気透過速度が2
4時間で645平方センチメートルにつき0.5グラム未満である少なくとも1つの側壁
を含む可撓性包装用品と、

前記包囲された容積内に配置され、複数の研磨粒子及び少なくとも1つのバインダ樹脂
を含有する成形研磨体を有する少なくとも1つの樹脂接合研磨品とを含み、

前記多層バリア複合材がアルミニウム並びにポリエチレン、ポリプロピレン、及びナイ
ロンの少なくとも1つを含み、

前記少なくとも1つの研磨品が砥石又は切削砥石の少なくとも1つを含み、

該包囲された容積内を摂氏20度で測定される相対湿度の20%未満の湿度レベルを維
持する、システム。